

第8次

苫前町社会教育中期計画

平成28年度 ▶ 平成32年度

～ひとを想い 笑顔で向き合えるまち とままえ～



平成28年3月

苫前町教育委員会

はじめに

苫前町教育委員会教育長 池田 文敏

改正地方教育行政法が昨年4月に施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化・迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与見直し等制度の抜本的な改革が60年ぶりに行われたところであります。

この改正の発端となったのは、2011年の大津市のいじめ事件であり、教育委員会の対応の鈍さが批判されたことなどがきっかけでありました。

以来、新聞に学校教育に関しての記事が載らない日はないくらい、現在もなお毎日のように掲載されております。

一方、学校教育以外の多岐に渡り、非常に守備範囲の広い分野の教育を担当する「社会教育」については、事業のお知らせや結果が記事として取り上げられている程度であります。

実は、2003年（平成15年）に大変刺激的な本が出版されました。タイトルは「社会教育の終焉」です。著者は、市民自治による政治確立を目指した政治学者である松下圭一氏であります。北海道土曜講座の講師でもありましたので、その本の内容に非常に驚きと、危機感を感じたことをいまだに覚えております。

また今年の全道社会教育主事等研修会においても、人口減少問題、あるいは様々な地域社会の問題・課題に対する社会教育行政のあり方として、「平時から意図的に人々のつながりを構築し、当事者意識を育む社会教育の力に注目が集まっており、複雑に絡みあった課題を解決する社会教育行政の役割に期待がよせられている。」といった内容のお話があったようです。

まさに、時代はめまぐるしく変化しております。子ども達ばかりでなく、地域社会の中において、我々大人も「社会で生き抜く力」をつけることが非常に重要となってきております。

このような社会において、時代の先端を行かなければならない社会教育が取り残されてはいるはその存在価値がなくなってしまいます。

この度の第8次苫前町社会教育中期計画に記されていることは、苫前町の喫緊の課題であるということを十分に認識し、「ひとを想い 笑顔で向き合えるまち とままえ」の具現化に向けまして、具体的な取り組みを推進していくよう努力をまいりますので、町民の皆様、関係機関・団体の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりになりますが、本計画の策定作業のために、度重なる会議に足を運んでいただき、ご尽力を賜りました策定委員の皆様にご心から感謝を申し上げます、あいさつといたします。

第8次苫前町社会教育中期計画策定にあたって

第8次苫前町社会教育中期計画策定委員会

委員長 渡部 和人

苫前町の社会教育推進のため「第8次苫前町社会教育中期計画」の策定に携われた事に感謝致します。

また、本計画を策定するにあたり、ご尽力された策定委員並びに関係職員に感謝申し上げます。

苫前町の地域性や郷土史を基に、今後の5年間に相応しい計画を15名の策定委員と共に知恵を出し合い作成しました。

社会教育は多岐に渡ります。したがって今回は世代別に5世代（未就学児、少年、青年、成人、高齢者）、領域別に4領域（文化、スポーツ、図書、地域）に分け個別に検討した後、全体を検討する手法で計画を策定しました。

「ひとを思い 笑顔で向き合えるまち とままえ」

この基本目標に策定委員の気持ちが込められています。

この中での「ひと」とは他人ではなく自分を含めた苫前町民と位置付けました。

自分から見たひと＝他人から見たひと＝自分なのです。意識する事が無いかもしれないですが同じ「ひと」として全て繋がっています。

その個々が笑顔になって、自分の中の困難や他人が困っている事に前向きに向き合い、やがては乗り越える力を皆でつけて行ければ、自分も周りも充実した日々を暮らせると考えました。

勿論、そのためには体が健康で心には目標を持つ事が必要です。それを推進するために社会教育があるのです。

しかし苫前町も人口減少や少子高齢化、ITの進歩により情報量や人との交流手段の変化、更には社会教育施設の老朽化など、外的環境の変化により以前とは違う手法が必要になってきました。

そこで策定委員会では「ひと」に重点を置きながら教育基本法だけに留まらず、苫前町民憲章を紐解き、これからの5年間で住民の学びや健康に寄与できる計画策定をしました。

第8次苫前町社会教育中期計画が町民にとって腑に落ちる計画となる事を祈念して策定委員会を代表して皆さまへのお礼といたします。

苦前町民憲章

- 1 心と体をきたえ、元気ではたらき、活気あふれる豊かなまちをつくります。
- 1 教養をたかめ、視野を広げて、北方の風土に根ざした、心豊かなうるおいのあるまちをつくります。
- 1 きまりを守り、たがいに助け合って、明るく住みよいまちをつくります。
- 1 未来をつくる若い芽を育て、希望にみちた力みなぎるまちをつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、きれいなまちをつくります。

苫前町教育目標

(平成3年2月制定)

健康で、実行力のある人

- ◎北方生活・風土に即した体育、スポーツにはげみ、その生活化を図る。
- ◎体力・気力の保持増進をめざして、継続的に自らをきたえる。
- ◎保険・安全に対する知識を高め、健康な生活を維持する。
- ◎公害や災害について理解を深め、生命の安全保持につとめる。
- ◎家庭や社会における保健衛生について理解を深め、強い意志をもって、その改善につとめるとともに、よい習慣を身につける。

個性を生かし、創意工夫する人

- ◎互いの個性を尊重し、創造の喜びを感得するとともに、生活に誇りと生きがいをもつ。
- ◎郷土の近代化をめざし、創造的な知性と技能を積極的に身につけ、その活用をはかる。
- ◎生活を改善するために情報を的確に判断し、活用する能力を身につける。
- ◎自然や社会に対する科学的知識を深めて、生活の向上をはかる。
- ◎郷土の習慣や生活様式を改善し、明るく合理的な生活様式を工夫する。

心豊かで、思いやりのある人

- ◎自然を愛し、美しいものや崇高なものに感動する心を持ち、ゆとりのある生活をいとなむ。
- ◎お互いに信頼し合い、きまりや約束を守って社会生活の向上につとめる。
- ◎家族相互の愛情、思いやりと尊敬によって、明るい家庭を築くことにつとめる。
- ◎自分の利益だけにとらわれることなく、互いの立場を認め合い、常に他人の幸福をも考えて行動し理想社会の実現につとめる。

勤労意欲をもち、責任を果たす人

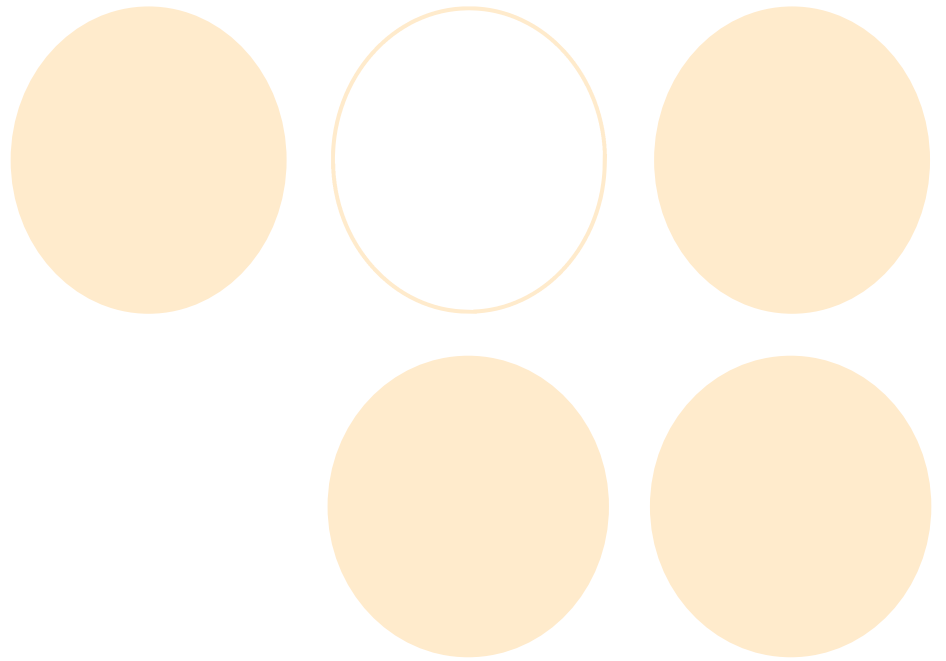
- ◎適切な職業を選択し、正しい勤労観をもち、生涯の喜びをもつとともに生活に生きがいをもつ。
- ◎仕事の役割と責任を自覚し、自主自立の生活をいとなむ。
- ◎職業の社会的価値を認識し、郷土の発展につくす。
- ◎職業についての必要な技能を修得し、仕事を効率的にする。
- ◎郷土の生産活動を理解し、限りある資源を大切にして、生産を高める意欲をもち、改善につとめる。

郷土を愛し、国際社会に生きる人

- ◎郷土の自然に親しみ、動植物を愛護し、環境美化の推進につとめる。
- ◎郷土の文化活動に積極的に参加し、個性豊かな文化の創造につとめる。
- ◎優れた芸術文化の理解と鑑賞を通じて教養を高める。
- ◎余暇を善用し、うるおいのある生活をいとなむ。
- ◎郷土の歴史と文化を正しくうけつぎ、その発展と創造につとめるとともに国際社会に生きる日本人としての資質を身につける。

【目次】

第1章 第8次社会教育中期計画の基本的観点	1
1. 社会教育とは	2
2. 本計画策定の趣旨	2
3. 計画の性格と位置づけ	3
4. 計画の期間	4
第2章 社会教育の各領域における現状と課題	4
1. 現状把握及び課題の整理	6
1 共通事項（問題点及び課題・懸案事項）	6
幼児教育・家庭教育（未就学児及び保護者）	8
少年教育（おおよそ小学生～高校生）	9
青年教育（おおよそ20代～30代）	10
成人教育（おおよそ30代～50代）	11
高齢者教育（おおよそ60代～）	12
2 領域別	13
文化振興	15
スポーツ振興	16
読書活動	17
地域づくり	18
2. 計画推進における指標	20
第3章 第8次社会教育中期計画の推進目標と体系	21
1. 計画の基本目標	23
2. 計画の基本方針及び基本方策	24
3. 計画の体系	26
資料編	27
1. 答申	28
2. 諮問文	29
3. 社会教育中期計画策定委員会設置要綱	30
4. 社会教育中期計画策定委員会委員名簿	31
5. 社会教育中期計画策定審議経過	32
6. 社会教育関連施設	33



第1章

第8次社会教育中期計画の 基本的観点





第1章 第8次社会教育中期計画の基本的観点

1. 社会教育とは

教育基本法（※）第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とする生涯学習（※）の理念が示されています。

また、同法第7条（社会教育）において、①「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない」、②「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない」と規定されています。

社会教育法第2条においては、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義されており、地域住民同士が共に「学び・考える」様々な学習、体験活動等を通じて、教養の向上並びに健康増進を図り、人との関わり合いを強くする役割を果たしています。

また、現代的・社会的な課題に関する学習など、多様な学習活動を通じて、地域住民の自主・自立的な意識を向上させ、住民一人一人が意識を持って活動するための知識や技術を習得し、その学習活動の成果を有機的に繋げ、協働による地域づくりの実践となるように努めることが社会教育に求められています。

よって、社会教育は、生涯学習社会という理想社会を形成するうえで、重要な教育機能のひとつといえます。

※教育基本法～わが国の教育の根本的な理念や原則を定めた法律

※生涯学習～家庭教育や学校教育、社会教育、個人の自学自習など、人々が生涯にわたって取り組む学習のこと

2. 本計画策定の趣旨

本町の社会教育は、これまで苦前町第7次社会教育中期計画に基づき、「自分のため、みんなのために学び、進んで行動できる人づくり」を目標とし、住民の学びが人と人を結びつけ、郷土への理解や愛着を深めることで、互いへの思いやりの心を育み、安心と自信をもって行動ができる人づくりを推進することとし、各種事業を推進してきました。

しかし、近年、国際化、情報化社会に加え、急速な少子高齢化や人口減少問題、多発する自然災害など、私たちを取り巻く環境は著しく変容し、住民の価値観や生

活スタイルが多様化してきています。

このような中、より一層きめ細やかな社会教育を推進していくことが求められるとともに、魅力ある地域づくりを進めるためには、町民の更なる学習活動が必要不可欠であり、社会教育の果たす役割は大きいと考えます。

こうしたことから、現在の社会情勢を見極め、これからの社会教育行政の在り方、社会教育の現状を踏まえながら、当町らしい、社会教育施策の体系化を図るとともに、社会教育事業推進の指針となる社会教育中期計画を策定するものであります。

3. 計画の性格と位置づけ

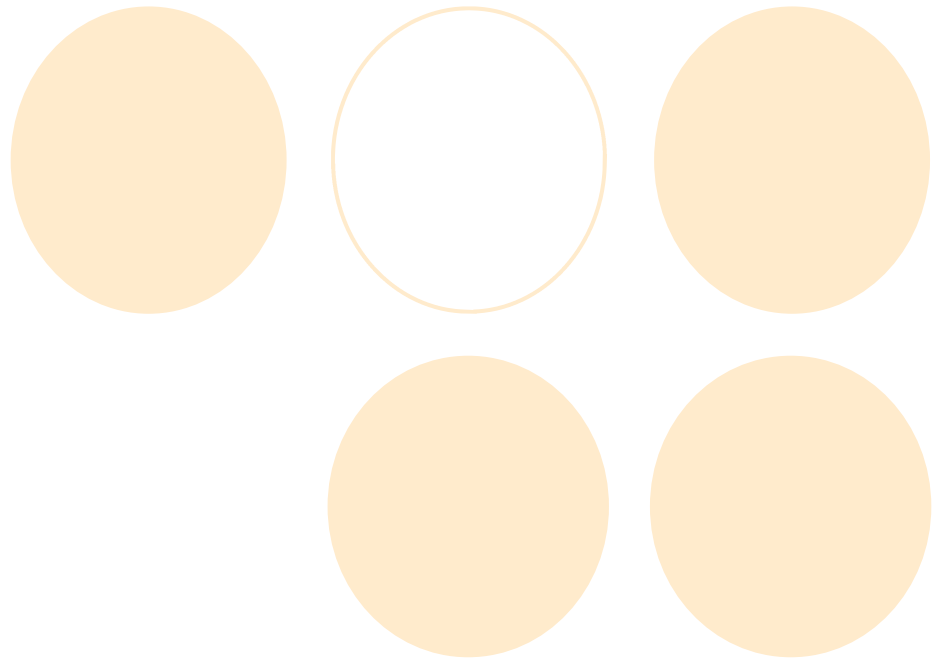
本計画は、本町の社会教育における現状把握と課題整理をし、基本的な課題を明らかにしたうえで、苦前町民憲章・苦前町教育目標・苦前町総合振興計画との整合性を図り、社会教育行政施策を体系化するとともに基本目標及び施策を示しています。

4. 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年計画です。

本計画は、今後5年間の社会教育推進の方向性を示すものです。

施策に対する具体的な取り組みや個々の事業については、単年度計画を策定し実施していきます。なお、計画期間中の運用にあたっては、社会状況の変化に応じて柔軟に対応することとします。



第2章

社会教育の各領域における 現状と課題



第1部会作業風景





第2章 社会教育の各領域における現状と課題

1. 現状把握及び課題の整理

次期の社会教育計画を推進するため、町民アンケート結果並びに第7次社会教育中期計画の推進内容を精査し、以下のとおり現状の課題を整理します。

また、課題解決のための方策について新計画における各種事業に取り入れることとします。

1 共通事項（問題点及び課題・懸案事項）

1 人口構造の変容

人口減少及び少子高齢化に伴い、各種事業の対象者も比例して減少しており、事業推進体制を再度見直すことが課題となっています。

2 団体の減少・廃止

これまでの社会教育の中核を担っていた各種社会教育団体についても、人口の減少並びに高齢化により衰退している傾向にあります。また、指導者確保や団体の支援が課題となっています。

3 老朽化に伴う施設管理について

社会教育関連施設について、設置から30年以上経過している施設が多数あり、老朽化に伴う施設のメンテナンス及び管理に要する時間が増大しています。

今後、町民のニーズにあった施設機能を維持するため、計画的な維持保全や複合化等を視野に入れた保全計画を作成する必要があります。

2 個別事項（問題点及び課題・懸案事項）

1 世代別

1 幼児教育家庭教育（未就学児及び保護者）

現状・問題点

- I・家庭教育に関する知識が不足している親がみられる。
 - ・家庭教育で担うべきことを保育所へ任せている家庭もみられる。（箸、おむつ等）
 - ・親の家庭教育に対する関心度が低い傾向にある。
- II・公園や遊び場が少ない。
 - ・保育所による子育て支援センター事業の参加者が多い。
 - ・子どもの預け先がない。
 - ・少しだけ預かってもらうことができるヘルパー制度がない。
- III・異世代、他団体との交流が少ない。
 - ・高齢者との交流が少ない。
 - ・事業参加者が固定化している。
 - ・幼児がスポーツをする機会が少ない。
 - ・身近に幼児がいない方は興味、関心が少ない。



課題及び懸案事項

- I・有効的な親育が実施できていない。
- II・リフレッシュできていない親がいる。
 - ・集まる場所、預ける場所が少ない。
- III・他者との交流が少ない。（育児中の親）



課題解決の方策

- I・親育に関する事業実施や情報提供をする。
 - ・気軽に参加しやすい工夫（保育所の帰り時間にあわせる等）をする。
- II・親子で集まる場所・子どもを預ける場所の調整研究や情報提供をする。
- III・他者との交流がしやすい配慮をする。（時間・場所）
 - ・育児中でも気軽に参加しやすい事業の検討をする。

課題解決のキーワード

- ・ 幼児、保護者が参加しやすい場づくり

現状・問題点

- I ・問題を自己解決する力が不足している。
 - ・リーダーが不足している。・過保護等により判断力が不足している。
 - ・正義感が不足している。
- II ・ゲームをやりすぎている。・死角のない公園がない。
 - ・テレビを見過ぎている。
 - ・自分の好きな事を見つけることができない。
 - ・学校以外の学習する場がない。（塾等）
 - ・保護者の送迎等により歩かない。（体力がない）
 - ・スマホ並びに SNS の利用する子どもが多い。（心配）



課題及び懸案事項

- I ・自分に自信が持てない。
- II ・子ども達の行ける場が少ない。
 - ・過保護（自己中心的）すぎる保護者がいる。
 - ・スマホ依存による生活リズムの乱れ



課題解決の方策

- I ・自分で考える力をつけるような事業を実施する。
 - ・コミュニケーション能力向上への支援をする。
 - ・様々な活動において、成功体験をさせる。（失敗を反省する）
 - ・何ごとにもチャレンジさせ、できた事に対してきちんと褒める。
- II ・安心して遊べる場をつくる。
 - ・遊び方、遊び場所を伝える（作る）。
 - ・学校と連携し、親の意識を変化させるよう情報提供をする。

課題解決のキーワード

- ・自己実現を体験する場づくり
- ・遊び場作り・遊び方の伝承
- ・学校との連携・情報提供

現状・問題点

- I・集まる場所が少ない。
 - ・まちに青年層のニーズに合ったものが少ない。
 - ・若者が集う場が少ない。
 - ・特技を活かす場が少ない。
- II・つながりが薄い。
 - ・コミュニケーションが不足している。
 - ・他者との交流が少ない。
 - ・人と接するのがわずらわしく感じている。
 - ・リーダーが不足している。
- III・自分の趣味を一番としている。
 - ・仕事が忙しく時間がない。
 - ・自分の時間を第一に考えている。
 - ・ボランティア的な考えが不足している
 - ・地域に対する興味・関心が少ない。



課題及び懸案事項

- I・興味が多様化している。
- II・他者との交流が不足している。
- III・協調性のある人が少ない。



課題解決の方策

- I・II・III・自主企画ができるような事業を実施する。
 - ・若者向けの企画を増やす。
 - ・若者の活動支援をする。（物や場所の提供）
 - ・活動のきっかけとなるよう事例の情報提供をする。
 - ・気軽に行きやすい場を設定する。

課題解決のキーワード

- ・自主的な活動のきっかけ作りと支援

4 成人教育（おおよそ30代～50代）

現状・問題点

- I・社会のことを考えている人が少ない
 - ・地域への関心が少ない。
- II・成人者として町民の自覚が不足している。
 - ・町の行事へ参加する人が少ない。
- III・地域を知らない人が多い。
 - ・つながりが弱い。
 - ・必要とされていないと考えている。
- IV・スマホによる情報交換（コミュニケーション）が多い。
 - ・業種以外のコミュニケーションは不足している。
 - ・団体（実行委員会）では素晴らしい活動をしている人が多くいる。



課題及び懸案事項

- I・地域が良くなる考えや関心が不足している。
- II・社会的な意識が足りない（地域への自覚や参加が不足している）
- III・地域での繋がりが少ない（必要とされていないと考えている）
- IV・多忙な日常を送っている。
 - ・情報環境が多様化している。



課題解決の方策

- I. II. III・組織や団体との連携等により参加する仕組みをつくる。
 - ・地域を良くしようとする気持ちを持つキッカケをつくる。
- IV・職場の理解及びトップを動かし、活動につなげる。
 - ・スマホを持っていない人への丁寧な対応をする。

課題解決のキーワード

- ・町内の成人者をできるだけ多く巻き込み、地域との
関わりを増加

現状・問題点

- I ・ 日常生活に不安がある。
 - ・ 交通弱者である。
 - ・ 地域とのつながりが薄い。
 - ・ 高齢者が出かける機会が少ない。
 - ・ 生きがい、張り合いがない。
 - ・ 話をする機会が少ない。
 - ・ 自己中心的な人がある。



課題及び懸案事項

- I ・ 異世代交流の機会が少ない。
 - ・ 地域での繋がりが少ない。
 - ・ 活動、活躍の場が少ない。



課題解決の方策

- I ・ 行事等に積極的に参加を促す。
 - ・ 出かける場をつくる。
 - ・ 必要とされる場をつくる。
 - ・ 「張り合い」と「生きがい」を持ってもらう。

課題解決のキーワード

- ・ 主体的に活動できるよう「張り合い」「生きがい」の場の設定・促進

2 領域別

第2部会作業風景



現状・問題点

- I・苦前町の文化振興は進んでいると思われるが、一部のジャンルや対象年齢が偏っている部分がある。
- ・町の歴史、町文化財等があまり知られていない。



課題及び懸案事項

- I・様々な年齢層への文化振興がされていない。
- ・本町の郷土史に興味関心が少ない。



課題解決の方策

- I・ジャンルや年齢層が隔たらないよう配慮した事業を行う。
- ・町の歴史及び文化財等の情報提供をする。

課題解決のキーワード

- ・様々な年齢層が参画できる文化活動及び郷土史の学びの推進

現状・問題点

- I・スポーツが面倒な人が多い。
 - ・スポーツ団体の加入者が減少している。
 - ・競技性と体力づくりの性質の違いにより事業参加しない人がいる。
 - ・事業参加者が固定化している。
 - ・スポーツに対する苦手意識が強い傾向にある。
 - ・体育館の機能が古い。
 - ・指導者が少ない。
 - ・施設の整備（老朽化）が必要である。
 - ・施設が個人で利用できない状況がある。（主に施設を団体が利用）
 - ・苦前地区に運動する場所が少ない。

課題及び懸案事項

- I・指導者を増やしたい。
 - ・施設や事業がニーズに合っていない。
 - ・気楽に誰でも参加できない。
 - ・身近な施設が少ない。
 - ・施設はあるが利用できない。
 - ・子どもの活動学校任せである。
 - ・団体スポーツへの参加が減少してきている。

課題解決の方策

- I・日常的にスポーツに取り組める環境をつくる。
 - ・多種目の様々なスポーツ体験ができる機会をつくる。
 - ・年代毎のスポーツ振興計画（目安）をつくる。
 - ・指導しやすい機会や場づくりと環境をつくる。
 - ・空き時間がでないように施設の有効活用をする。
 - ・苦手な人や高齢者等への対応した事業を行う。
 - ・競技性か体力づくりか事業目的を明確にする。

課題解決のキーワード

- ・誰もがいつでも気軽にスポーツできる環境づくり

現状・問題点

I【個人】

- ・ ネット検索でも困難な本や情報がない。
- ・ 多忙なため読書する機会がない。
- ・ くつろぎながら読書できる場が少ない。
- ・ 本屋とは異なる図書室の役割をもたせる。

【図書室】

- ・ 新刊等の情報が少ない。
- ・ 借りられる日、時間帯。
- ・ 役場ロビー図書コーナーは土日にかけていない。
- ・ カフェ等の併設をしてほしい。（飲み物は可としてほしい）
- ・ 入り口、靴を脱ぐスタイルなど建物の構造的に入りにくい感じをうける。
- ・ 子ども向けというイメージが強い。
- ・ 多種多様な蔵書が欲しい。
- ・ 本の見せ方、展示方法の工夫。

課題及び懸案事項

- I ・ 読書をするきっかけがない。
- ・ ニーズに応じた読書環境が少ない。
- ・ 必要とする情報が不足している。
- ・ 多種多様な機能が不足している。

課題解決の方策

- I ・ イベントや情報発信による読書普及活動をする。
- ・ 多様化するニーズに応じた情報発信をしていく。
- ・ 書店等との差別化を推進していく。
- ・ 多種多様な図書室機能を充実させる。

課題解決のキーワード

- ・ 町民のニーズに応じた読書普及活動の推進

現状・問題点

- I・協調性のない人が増えてきている。・つきあいが希薄である。
- II・リーダーが不足している。
 - ・職域を越えた繋がりが少ない。
 - ・趣味仲間以外はいない。
 - ・地域で集まる機会が少ない。
 - ・情報発信が不足している。回覧板が回るのが遅い。
 - ・学校と地域の関係性が薄い。
- III・地域イベントが減少している。
 - ・人は集まるが、つながりが深まるとはいえない（交流がない）。
 - ・イベントでは役場職員が忙しく一般町民として楽しめてない。

課題及び懸案事項

- I・個人主義により、つきあいが希薄化している。
- II・スムーズな情報発信ができていない。
 - ・集まる機会が少ない。
 - ・「学校」と「地域」のつながりが少ないと感じる。
 - ・学社融合事業の環境やニーズにあったものが少ない。
- III・人の交流、つながりが深まる仕組みが不足している。
 - ・主催者も客側として楽しめていない。

課題解決の方策

- I. II. III・子どものためにという目的が人を動かす。
 - ・趣味・同世代など別方向からつながりをもたせる。
 - ・自由参加は誰も参加しない。あなたに来てほしいという呼びかけをする。
 - ・団体をリーダーとするような仕掛けをする。
 - ・「交流できる場所」「気軽に語らえる場所」を作る。

課題解決のキーワード

- ・個人や団体が気軽に集い、交流できる場の提供
- ・きめ細やかな情報発信

第3部会作業風景



2. 計画推進における指標

1 計画推進における指標の設定

前項目『2 個別事項（問題点及び課題・懸案事項）』で上げられた「世代別・領域別の課題解決のキーワード」における共通点として「主体的な活動につながるような取り組み」「人と人との交流促進」「気軽に行きやすい、参加しやすい場づくり」がポイントとなっており、今後の計画推進における評価指標として以下の3つの指標を設定します。

指標1「能動的な学習の推進」

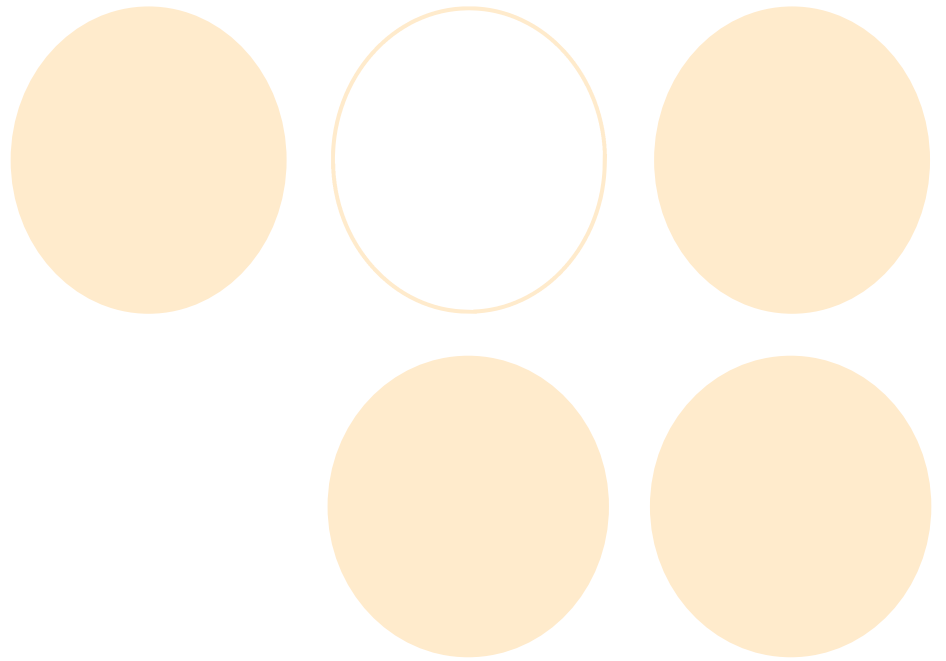
地域課題の解決や活性化のため、町民の多様化するニーズに応じた学習・運動・体験する機会を提供し、能動的な活動に結びつけるよう支援します。

指標2「協働・連携」

地域課題の解決や活性化のため、首長部局関係課などの行政機関や教育機関の連携はもとより、地域間、団体間、個人間などの潤滑油となるよう積極的に連携支援をします。

指標3「活動拠点の活性化」

地域課題の解決や活性化のため、主に活動の拠点となる社会教育施設について計画的に整備するとともに、施設の有効活用など、人が交流し、気軽に集まれる場として施設運営の質の向上を図ります。

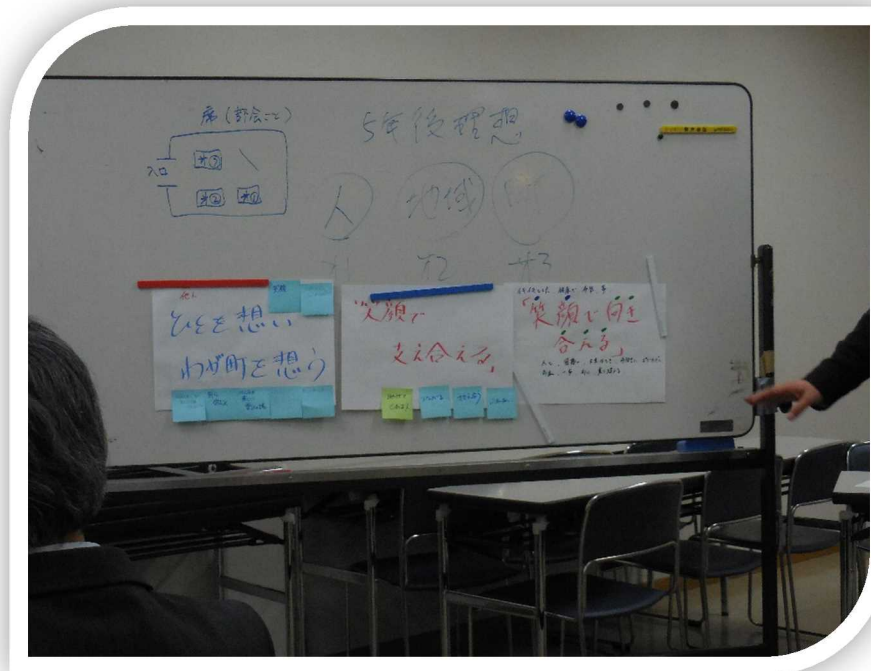


第3章

第8次社会教育中期計画の 基本目標と体系



策定委員会の様子





1. 計画の基本目標

ひとを想い 笑顔で向き合えるまち とままえ

～基本目標の意味～

ひとを想い

～自分を含めた「人」を大切にし、支え合う気持ちをもつ

笑顔で

～心身ともに健康でイキイキと、夢や希望をもつ

向き合える

～人と向き合える、前向きに困難と向き合い乗り越える

まち

～町民憲章で目指す「まち」

2. 計画の基本方針及び基本方策

本計画を推進するため、以下の3つの基本方針とし、それぞれ基本方策及び主な事務事業を設定します。

◆基本方針1 能動的な学習／スポーツの推進

心豊かな生涯学習社会の実現のため、町民一人ひとりが自由に学習機会やスポーツを選択し、自らの力で学習・運動する習慣を身につけ、生涯を通じて自分の力で新たなことを学び、自己実現が図られる地域社会の構築を図ります。

基本方策1-1 社会教育活動・学習活動の環境整備

- 主な事務事業～
- 1 各種団体との連携
 - 2 各社会教育団体への支援
 - 3 多種多様な学習・スポーツをする
機会の充実
 - 4 家庭教育支援の充実

基本方策1-2 社会教育施設等の整備

- 主な事務事業～
- 1 利用しやすい施設の運営
 - 2 計画的な施設整備

基本方策1-3 社会教育活動・学習活動の成果の活用

- 主な事務事業～
- 1 社会教育に関するイベントの充実

◆基本方針2 青少年の健全育成及び組織的な成人活動の推進

町全体で青少年の健全な育成を推進するため、町教育委員会、家庭、学校、地域社会や関係団体が、それぞれの活動を通じ、共通理解を深め、すべての町民により、青少年の健全育成を推進するとともに、組織的な成人活動を通して地域力の向上を図ります。

基本方策2-1 青少年健全育成活動の推進

- 主な事務事業～青少年育成及び関係機関との連携

基本方策2-2 成人活動の推進及び関係機関との連携

- 主な事務事業～成人活動の推進及び関係機関との連携

◆基本方針3 芸術・文化・歴史教育活動の推進

町民が芸術文化の鑑賞や活動を通して、主体的・創造的な文化活動を育み、自己実現を図るための環境整備と優れた芸術文化を鑑賞する機会の拡充を図ります。

また、町民自らが町の貴重な文化財を保存・継承・活用し郷土愛を育むとともに、町の歴史や文化の学習機会の拡充を図ります。

基本方策3-1 芸術文化の醸成

主な事務事業～1 文化活動及び芸術鑑賞の機会の充実

基本方策3-2 文化財・郷土芸能の保護、保存と活用

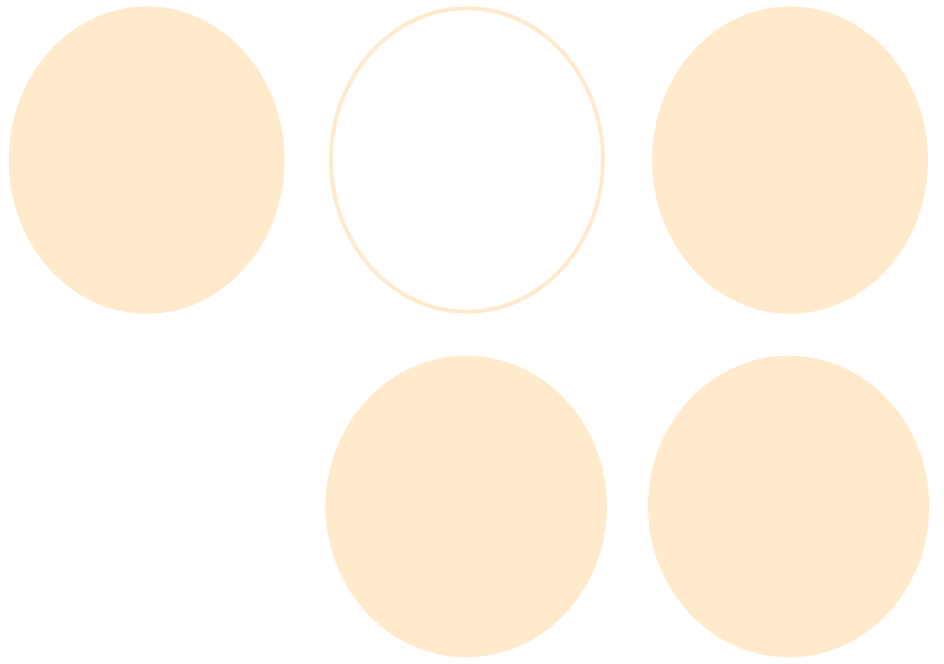
主な事務事業～1 文化財の保護・活用

2 郷土芸能の保存・継承

3 町の郷土史の学びの推進

3. 計画の体系

基本目標	基本方針	基本方策	主な事務事業	具体的事業・関係団体 ※事業再構築により名称変更 する場合があります。	指標		
					能動 学習	協働 連携	施設 活性
ひとを想い 笑顔で向き合えるまち とままえ	1. 能動的な学習/スポーツの 推進	1-1. 社会教育活動・学習活動の環境 整備	①各種団体との連携	・社会教育委員会議の運営		○	
				・公民館運営審議会の運営		○	
				・スポーツ推進委員会議の運営		○	
				・文化財専門委員会議の運営		○	
				・青少年問題協議会の運営		○	
				・学校支援地域本部事業の運営		○	
				・管内図書館振興協議会		○	
				・管内社会教育委員連絡協議会		○	
				・管内社会教育主事会		○	
	②各社会教育団体への支援	・文化協会及び加盟団体への支援		○			
		・体育協会及び加盟団体への支援		○			
		・子ども会育成連絡協議会への支援		○			
		・女性団体への支援		○			
		③多種多様な学習・スポーツをする 機会の充実	・公民館事業(講座)	○			
		・図書室事業	○				
		・各種教室、学級	○				
		・学社融合事業	○				
		・各種スポーツ大会	○				
・各種スポーツ教室	○						
・総合型スポーツクラブ	○						
・スポーツ安全保険	○						
・大会出場経費の補助	○						
・研修会等への派遣	○						
・職員の研修会	○						
④家庭教育支援の充実	・カンガルースクール	○					
	・なかよし広場	○					
	・幼児教育セミナー	○					
	・ふるさと教育セミナー	○					
	・就学前家庭教育講座	○					
	・親育講座	○					
	1-2. 社会教育施設等の整備	①利用しやすい施設の運営	・公民館機能の充実		○		
	・図書室機能の充実			○			
	1-3. 社会教育活動・学習活動の成果 の活用	②計画的な施設整備	・スポーツ施設機能の充実		○		
・郷土資料館・考古史料館の充実				○			
①社会教育に関するイベントの充実		・水辺の楽校の活用		○			
		・各施設の長寿命化計画の推進		○			
		・公民館フェスティバル		○			
		・風あげ大会		○			
		・学社融合事業		○			
		・フラワースマイル事業		○			
		2. 青少年の健全育成及び 組織的な成人活動の推進	2-1. 青少年健全育成活動の推進	①青少年育成及び関係機関との連携	・子ども会育成連絡協議会	○	
・スポーツ少年団	○						
・成人式	○						
・青年活動への支援	○						
・学社融合事業	○						
・青少年問題協議会	○						
2-2. 組織的な成人活動の推進	①成人活動の推進及び関係機関との 連携	・学校支援地域本部事業	○				
		・体験活動	○				
		・子ども朝活	○				
		・公民館事業(講座)	○				
		・各種教室、学級	○				
		3. 芸術・文化・歴史教育活動の 推進	3-1. 芸術文化の醸成	①文化活動及び芸術鑑賞の機会の 充実	・小学生舞台芸術鑑賞事業	○	
・中学生舞台芸術鑑賞事業	○						
・小中学生書道美術展	○						
3-2. 文化財・郷土芸能の保護、保存 と活用	①文化財の保護・活用	・町民参加型舞台製作	○				
		・演劇・音楽等公演	○				
		・公民館ロビー展	○				
	②郷土芸能の保存・継承	・くま獅子保存会		○			
		③町の郷土史の学びの推進	・文化財指定・管理	○			
			・資料館特別展	○			
・郷土史研究に関する学習支援	○						
・苫前町郷土史研究会	○						



資料編



答 申

平成28年3月25日

苫前町教育委員会
委員長 花 井 秀 昭 様

苫前町社会教育委員の会議
議長 松 岡 満 雄

第8次苫前町社会教育中期計画について（答申）

平成27年4月30日付けで諮問されました「第8次苫前町社会教育中期計画」について、ここに答申いたします。

本答申は、苫前町民憲章、苫前町教育目標を基本として、「苫前町総合振興計画」との整合をはかり、本町における社会教育の現状と課題を踏まえ、慎重に審議を重ねた結果をまとめたものであります。

今後、社会教育の推進にあたっては、本答申の趣旨が十分反映され、心豊かな人づくりと住みよいまちづくりに寄与することを期待いたします。

諮 問 文

平成27年4月30日

苫前町社会教育委員の会議
議長 松岡満雄様

苫前町教育委員会
委員長 岡田裕幹

苫前町社会教育中期計画の策定について（諮問）

このことについて、次のとおり理由を附して諮問しますので、平成28年3月までに答申くださいますようお願いいたします。

記

1 諮問理由

苫前町教育委員会では昭和56年に苫前町社会教育中期計画を策定して以来、7次にわたり社会教育中期計画を策定し、これらを本町社会教育の基本方針として、教育関係者をはじめ町民各位のご協力を得ながら、総合的・計画的に施策を推進して参りました。

この間、少子高齢化、地域経済の低迷、情報化や国際化の進展、さらには社会情勢の変化に伴い、人々の価値観の多様化や生活意識にも大きな影響を与えているほか、人間関係や地域における地縁的なつながりの希薄化を背景として地域の教育力が低下し子どもたちを取り巻く環境にも様々な変化が生じております。

今日、このような社会情勢や教育行政の大きな変革を念頭に置きつつ、生涯学習活動の支援、人材の育成など、社会教育活動をさらに推進するためには、本町における社会教育の現状と課題を明確にした上で、計画的な事業推進を図っていく必要があります。

このため、5か年の本町における社会教育の基本的な方向とこれを実現するため教育委員会が総合的かつ計画的に講ずるべき施策を示した苫前町社会教育中期計画の策定について諮問いたします。

2 計画策定の主な視点

- (1) 社会教育の現状と課題
- (2) 学習課題とニーズの把握
- (3) 社会教育推進のための施策の体系化
- (4) 計画の評価手法

3 計画期間

平成28年度から平成32年度まで（5カ年）

(目的)

第1条 苫前町における社会教育の振興を図るため、地域の実情を的確に把握するとともに住民の要望や社会の要請に即した中期計画を策定するため、苫前町社会教育中期計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 策定委員会は、次の事項に関して調査研究を行い、社会教育委員の会議に具申するものとする。

- (1) 苫前町社会教育中期計画の策定に関すること
- (2) その他苫前町社会教育中期計画の策定上必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育委員
- (2) スポーツ推進委員
- (3) 苫前町に居住する者で、教育委員会が認めた者

3 委員の任期は、委嘱の日から社会教育委員の会議に具申する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は委員長がこれにあたる。

3 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、社会教育課社会教育係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則(平成22年苫前町教育委員会訓令第3号)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 最初に行われる策定委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集する。

附 則(平成27年苫前町教育委員会訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

第8次苫前町社会中期計画委員名簿

* 任期：平成27年6月16日～答申の日まで

氏名	所属	担当部会		備考
堀井 理	社会教育委員	1	乳幼児・図書・地域	
前田 雄	社会教育委員	2	少年・青年・文化	
金子 義之	社会教育委員	3	成人・高齢者・スポーツ	
渡部 和人	社会教育委員	3	成人・高齢者・スポーツ	委員長
川森 のり子	社会教育委員	2	少年・青年・文化	
青木 久美子	社会教育委員	1	乳幼児・図書・地域	
松岡 満雄	社会教育委員	1	乳幼児・図書・地域	
早川 日出利	社会教育委員	2	少年・青年・文化	
伊藤 敏男	社会教育委員	1	乳幼児・図書・地域	
加藤 隆雄	社会教育委員	3	成人・高齢者・スポーツ	
奥山 和彦	スポーツ推進委員	3	成人・高齢者・スポーツ	副委員長
加納 喜久雄	スポーツ推進委員	2	少年・青年・文化	
杉澤 裕希子	スポーツ推進委員	1	乳幼児・図書・地域	
伊藤 由希菜	推薦	2	少年・青年・文化	
花輪 由美子	推薦	3	成人・高齢者・スポーツ	

(事務局職員)

氏名	職名	担当部会		備考
泉 泰仁	社会教育課長		全体	
中村 達也	社会教育課長補佐		全体	
鴨田 誠	社会教育係長		全体	
下田 学	文化スポーツ係長	3	成人・高齢者・スポーツ	
越河 健一	社会教育係 社会教育主事	2	少年・青年・文化	
助石 静治	社会教育係 社会教育主事	2	少年・青年・文化	
安藤 麻里	司書	1	乳幼児・図書・地域	
石田 尚克	文化スポーツ係 主事	1	乳幼児・図書・地域	
岩村 直幸	生涯学習推進アドバイザー	3	成人・高齢者・スポーツ	

第 8 次 苫 前 町 社 会 教 育 中 期 計 画 策 定 審 議 経 過

期 日	審 議 等 の 内 容
平成 27 年 6 月 16 日	第 1 回 策 定 委 員 会 議 ・ 委 員 長、副 委 員 長 の 選 任 ・ 諮 問 ・ 策 定 委 員 会 の 組 織 に つ い て (1) 策 定 委 員 会 設 置 要 綱 (2) 策 定 委 員 名 簿 (3) 部 会 の 設 置 ・ 計 画 策 定 の ス ケ ジ ュ ー ル に つ い て
平成 27 年 7 月 21 日	第 2 回 策 定 委 員 会 議 ・ 苫 前 町 第 7 次 社 会 教 育 中 期 振 興 計 画 の 事 務 事 業 評 価 ・ 各 世 代 に お け る 社 会 教 育 の 現 状 ・ 第 8 次 苫 前 町 社 会 教 育 中 期 計 画 策 定 町 民 アン ケ ー ト 結 果 (速 報)
平成 27 年 8 月 ~ 平成 28 年 1 月	事 務 局 ・ アン ケ ー ト の 集 計 取 り ま と め 第 3 回 策 定 委 員 会 議 (部 会 協 議) ・ 部 会 ご と に ワ ー ク シ ョ ッ プ を 実 施 第 4 回 策 定 委 員 会 議 (部 会 協 議) ・ 部 会 ご と に ワ ー ク シ ョ ッ プ を 実 施
平成 28 年 2 月 25 日	第 5 回 策 定 委 員 会 議 ・ 各 部 会 に お け る 協 議 経 過 の 報 告 ・ 計 画 推 進 目 標 と 体 系 づ く り
平成 28 年 3 月 7 日	第 6 回 策 定 委 員 会 議 ・ 中 期 計 画 書 の 素 案 (最 終 確 認)
平成 28 年 3 月 22 日	・ 策 定 委 員 会 か ら 社 会 教 育 委 員 の 会 議 へ 具 申
平成 28 年 3 月 25 日	・ 社 会 教 育 委 員 か ら 教 育 委 員 会 へ 答 申

苦前町社会教育関連施設

施設名	所在地	設置年度
苦前町公民館(苦前町農村環境改善センター)	字古丹別187-15	平成4年度
苦前町福祉センター	字苦前172	昭和45年度
苦前町スポーツセンター	字古丹別256-23	昭和59年度
古丹別社会体育館	字古丹別256-2	昭和44年度
苦前町野球場	字古丹別256-2、256-24	昭和63年度
苦前スポーツ広場	字苦前156	平成2年度
苦前町B&G海洋センター	字苦前104外	平成5年度
古丹別緑ヶ丘スキー場	字古丹別240-13	平成8年度
苦前三角点スキー場	字苦前161-4	—
苦前町郷土資料館	字苦前393	昭和58年度
苦前町考古資料館	字苦前427-3	平成2年度
古代の里	字苦前407.409	平成4年度
農村公園	字苦前・旭	平成2年度
苦前パークゴルフ場	字旭566外	平成12年度
古丹別リバーサイドパークゴルフ場	字古丹別176-3	平成9年度
水辺の楽校	字古丹別	平成12年度

